

一般社団法人 兵庫県中小企業診断士協会 発行者 湯浅 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター8階 TEL (078) 362-6000 FAX (078) 361-8722 URL: https://www.shindan-hg.com



一般社団法人 兵庫県中小企業診断士協会総務委員長 上山 芳樹



うえやま よしき

この度、総務委員長を拝命いたしました上山芳樹 です。

日頃は当協会事業の運営にご理解ご協力いただ き誠にありがとうございます。

私は、本年3月末に企業内診断士としての40年間 の会社生活に終止符を打ち、4月から新たに診断士 中心の活動を始めました。そうした中での、この度の 総務委員長拝命でした。

1999年の診断士登録から足掛け23年が経過し、 かなりの年数が経過していますが、実際は駆け出し 診断士です。一方で、入会当初の当協会の会員数は 200名弱でしたが現在は300名程度となり、協会の 発展は著しいものがあります。これは先輩諸氏のご 尽力の賜物でありこの基盤を持続的に発展させるこ とは大きな使命でもあります。

総務委員会では社員総会、理論政策更新研修、 新入会員歓迎会、経営診断実務研修、新年会等の 協会事業の基盤事業をはじめ、理事会、常任理事会 の事務局運営等を担当しており会員の皆様に有意 義な協会事業を提供しております。

総務委員会は会社で言えば管理部門に該当しま す。原理原則に基づいた活動は、各会員の皆様への 平等な対応が大切と認識しています。そのような中 で顧客目線が大切と思っています。その場に応じ「顧 客は誰か といった視点に基づき、どのように対応す

れば顧客に喜んでもらえるかを考えた行動です。こ の考え方は経営戦略手法に基づいたものであり我々 診断士が得意とする手法です。常にこのような対応 を心がけることによって会員の皆様に満足していた だける運営を実施します。

総務委員会の良さはチームワークです。様々な協 会事業に各委員が一丸になって取り組んでくれてい ます。この良き伝統を受け継ぎ、今後も一同が懸命 に取り組んでまいります。

最後になりましたが、私の趣味はランニングです。 協会事業と同様にコロナ禍でこの数年は開催中止 が多い中、今年は開催に向けた準備が着々と進んで います。フルマラソン10回目の完走に向けてトレーニ ングに励みます。今後もどうぞよろしくお願いいたし ます。



【令和3年度調査研究事業】

「ITツール利活用の現状とあるべき姿」

調査研究事業・メンバー 山上 和男

はじめに

企業は生産性向上や働き方改革に加えて、DXやウィズコロナに向き合って事業のあり方を見直さなければ、継続することが難しい時代を迎えている。しかしながら、わが国の中小企業では、経営者の意識、人材、コスト、デジタル技術への理解等が障壁となり、ITツールの利活用が進んでいないことが指摘されている。

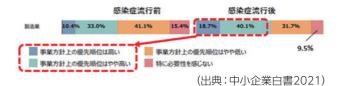
本調査研究では、兵庫県内の中小製造業におけるIT ツール利活用の実態と課題、公的支援機関における支 援する側の現状と課題の調査に基づいて、中小製造業 に向けたデジタル化支援のあるべき姿と、それを実現す るために採るべき内容ついて提言した。

1. 中小製造業の現状

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、2020年以降の我が国の経済に大きな影響を及ぼしている。中小製造業においても、売上高、営業利益は引き続き減少傾向にある。さらに今後3年間の業績については、新型コロナウイルス感染症の拡大や米中貿易摩擦の動向により、減少する見通しの企業が増加傾向にあり、依然として先行き不透明な状況が続いている。

デジタル化に関しては、新型コロナウイルス感染症の流行後、流行前よりもデジタル化の優先度が高いと考える企業が増加している。感染症の流行をきっかけにリモートワークを導入し、コミュニケーションツールの普及が進んだことなどが要因となっている。一方で、約4割の企業では依然として、デジタル化の優先度が低く必要性を感じていないことがわかる。

デジタル化に対する優先度の変化(感染症流行前後)

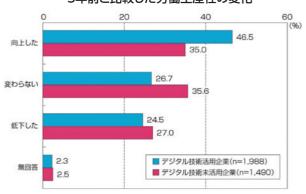


2. デジタル化と労働生産性の関係

デジタル技術の活用による労働生産性の変化について、労働生産性が「向上した」企業では、デジタル技術活用企業が未活用企業を大きく上回っている。一方で、

「変わらない」及び「低下した」企業はデジタル技術未活用企業のほうが多く、デジタル技術活用企業の労働 生産性が高いことが示されている。

3年前と比較した労働生産性の変化



(出典:ものづくり白書2021)

また、労働生産性が高い企業には、次の特長があることがわかっている。

- ・経営者が積極的に関与している
- ・全社的にデジタル化に取り組む文化が定着している
- ・事業方針の中にデジタル化の方針・目標が含まれている

3. 県内中小製造業向けアンケート

アンケート調査では、中小製造業のデジタル化が充分に進んでいるとは言い難く、特にAIやIoTを導入済みの企業は僅かであった。生産管理や販売・在庫管理では、表計算ソフトなどを利用した独自のツールを利用している割合が高く、コストを掛けずに自社業務に合わせて内製している企業が多いこともわかった。ITツールを導入していない企業の理由として、「必要ない」という回答が目立っており、その原因として企業のIT知識が乏しいことが窺えた。また、自社の経営課題として、「新規人材確保・育成」を挙げた企業が6割で最も多く、ITツールを導入している企業のほうが、業績が順調に推移していることも把握できた。

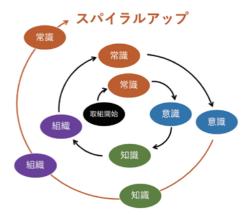
4. 公的支援機関向けアンケート

アンケート調査では、中小製造業のデジタル化支援に 肯定的な一方で、実際に支援したことがある機関は4割 に満たないことがわかった。専門家とのつながりがなく、 製造業に関する知識およびデジタル化推進のノウハウが不足している点を課題だと感じていることが把握できた。

5.調査に基づく課題

中小製造業がデジタル化のあるべき姿を実現するには、経営者が積極的に関与することが重要である。これまでの常識を疑い、デジタル化の可能性を意識することがスタートになる。社内にIT知識やノウハウを蓄積するため、デジタル化の取り組みを改善活動に盛り込むなど、組織として内製できる体制を整備しなければならない。事業競争力を高めるためには、「常識」、「意識」、「知識」、「組織」を段階的に成長させて、デジタル化を内製できる領域を拡げていくことが求められる。

デジタル化における成長の流れ



6. 支援者に求められる方向性

(1)改善が進む組織づくり

小集団活動など、組織的な改善活動を継続して実施している企業は、デジタル化を推進できる下地が備わっていると言える。逆に、改善の習慣がない企業では、継続的な改善活動ができる組織づくりから支援しなければならない。デジタル化の改善活動や、推進役の育成など、組織が自立的にデジタル化を推進できる基盤づくりの支援が求められる。

(2)経営方針および事業計画の策定

デジタル化に限らず、組織的に活動するためには、組織のメンバーと目的を共有することが重要である。組織のメンバーである社員を巻き込んで、一人ひとりの気づきやアイデアに耳を傾けることで、問題点・課題が明らかになり、効果的な改善活動に取り組むことができる。そのためには、経営方針および事業計画の策定あるいは見直しを支援し、デジタル化の目的を明確にすることが求められる。なお、中小製造業の製造分野におけるDXにより目指す姿として、「スマートプロダクト」「スマートサービス」「スマートファクトリー」がある。

3つのスマートモデル

目指す姿	説明	DX変革の分類
スマートプロダクト	強みを持つ中核技術とデジタル技術 を融合した付加価値向上・開発力向 上により海外を含む市場で競争力を 強化	製品変革 (付加価値向上)
スマート サービス	モノ売りから顧客体験を優先するコ トづくりで対価を得るモデルに	ビジネスモデル変革 (サービス化)
スマートファクトリー	あらゆる生産工程の見える化と、 データ活用により生産の全体プロセ スを最適化	生産プロセス変革 (究極の工場づくり)

(出典:情報処理推進機構から一部抜粋)

(3)デジタル人材の確保・育成

企業がデジタル化を推進するには、それらを実際に進めるIT人材を確保・育成しなければならない。外部から採用する場合、短期にデジタル化を進めることができる反面、社内にIT知識やノウハウが蓄積されず、費用も高額になる。社内で育てると、IT知識やノウハウが蓄積できるが、育成のための時間や学習コストが掛かる。デジタル化はできる限り内製すべきだが、一足飛びにはいかないので、外部からの人材も活用・補充しながら、計画的に社内のデジタル人材を育てていく必要がある。事業計画の策定にあたっては、企業の成熟度に応じたIT人材の育成計画についても支援することが求められる。

(4)活用事例や導入ノウハウの情報発信

ITツールや活用事例、導入効果といった情報を企業向けに発信し、デジタル化を啓蒙しなければならない。具体的には、セミナーの開催、ウェブサイトやメールマガジンでの発信など、情報をあらゆる形で提供することである。活用できる補助金や、身近な企業での導入事例など、企業がデジタル化を進めるきっかけとなる情報を提供することも必要である。

(5) デジタル化支援ができる専門家との連携強化

公的支援機関が製造業やIT専門家に関する情報を 提供すること、加えて専門家との相互連携を図る情報 交換会で関係づくりを進めるなど、中小製造業がデジタ ル化を推進するための手段として、公的支援機関を活 用しやすくする環境づくりが求められる。

(6) デジタル技術や業務知識の学習

公的支援機関の職員は、自身の製造業に関する知識 およびデジタル化推進のノウハウが不足していることも 課題に挙げている。専門家や公的支援機関等で構成す るコミュニティを立ち上げるなど、デジタル技術や業務知 識を学習できる場を設定し、公的支援機関と中小企業 診断士に求められる方向性を共有することが望まれる。

特集 インボイス制度

第1回

消費税のしくみと納税

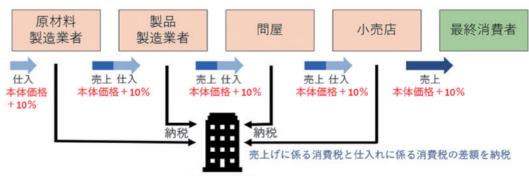
令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。会員の中には個人事業者や法人代表として事業を営む方も多くいらっしゃることでしょう。そこで本誌では、この「インボイス制度」について、当協会の会員であり、税理士でもある坪田昌彦氏に概要を解説いただくことにしました。今回は、その第1回目です。インボイス制度を理解するために必要な「消費税」の概要について解説いただきます。

坪田昌彦税理士事務所 税理士・中小企業診断士 坪田 昌彦氏

1. 消費税の基本的なしくみ

消費税とは、物の販売や貸付け、サービスなどに対して課税される税金であり、その商品の販売価格やサービスなどの代金に10%(軽減税率8%)の税金を上乗せして最終消費者に広く公平に負担を求めさせることを予定しています。

そして最終消費者が負担する消費税は、流通過程を 通じて事業者が分担して、売上げに係る消費税と仕入 れに係る消費税との差額を税務署に納税することによ り、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかか ることのないよう、また、税が累積しない仕組みとなって います。

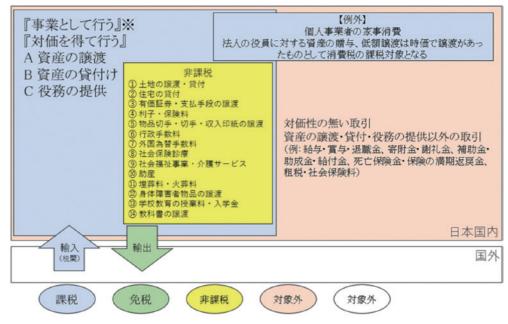


所轄税務署

2. 消費税の課税対象取引

消費税の課税対象となる取引は、国内において、事業として、対価を得て行う、A.資産の譲渡、B.資産の貸付け、及びC.役務の提供、並びに輸入取引です。また、これ

らの性格を有する取引のうち、消費税の性格や社会政策的な配慮などから消費税が課税されない非課税取引が、定められています。



3. 消費税の申告納税義務

(1)納税義務者

原則として、消費税の課税対象となる売上げ(課税売上げ)を行った事業者が消費税の納税義務者となりますが、課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度)の2年前の期間にあたる基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の申告と納税が免除され、これらの事業者を免税事業者と呼びます。

(2)基準期間の課税売上高にかかる留意事項

原則として『課税売上高』は消費税抜きの金額で判定します。ただし、基準期間において免税事業者に該当する事業者の課税売上高は消費税込みの金額で判定します。

また個人事業者の場合は、事業所得以外に農業所得、不動産所得等の課税売上高があればそれらを合算して判定しなければなりません。

(3)納税義務者の特例

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、免税事業者として原則として消費税の申告を行うことができません。しかし、設備投資を行った等の事由により、課税売上げに係る消費税額よりも課税仕入れに係る消費税額が大きくなり、消費税の申告を行うことで消費税の還付が見込まれる場合、税務署へ届出書を提出することにより消費税の課税事業者になることを選択することが認められています。

(4)納税義務者を選択する場合の留意事項

課税事業者になろうとする課税期間の前日までに、税務署に『消費税課税事業者選択届出書』を提出しなければなりません。

また、『消費税課税事業者選択届出書』を提出することにより、課税事業者となった場合には、最短2年間は免税事業者に戻ることはできません。

免税事業者に戻ろうとする場合、課税期間の前日までに『消費税課税事業者選択不適用届出書』を提出する必要があります。

4.納付する消費税額の計算

(1)原則課税方式

税務署に納税する消費税額の計算は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を差し引いて計算します。このとき、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を差し引くことを仕入税額控除と呼びます。

(2)仕入税額控除の要件

原則課税方式において仕入税額控除を行うために は、帳簿記載要件と請求書等保存要件の2つの要件を 満たしおく必要があります。

帳簿記載要件とは、総勘定元帳や補助簿等の帳簿

に、次の①~④の事項を記載しておくことを求める要件です。①仕入先の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引内容(軽減税率対象品である旨) ④取引金額。

また、請求書等保存要件とは次の①~⑤の事項が記載された証憑を消費税の申告期限から7年間保存しておくことを求める要件です。 ①請求書等の発行者の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引内容(軽減税率対象品である旨) ④取引金額(軽減税率対象と標準税率対象の区分記載が必要) ⑤請求書等に受領者の氏名または名称(不特定多数の顧客にレシート等を発行する事業者は⑤について省略が可能)

(3) 簡易課税方式

簡易課税方式とは、仕入税額控除の額を実際に行った課税仕入れに係る消費税の額に代えて、課税売上げに係る消費税に一定率を乗じた額で計算する特例計算方法です。

課税売上げに係る消費税に乗ずる一定率を"みなし仕入率"といい、課税売上げの内容に応じて下記の通り90%~40%の6段階で定められています。なお、中小企業診断士が行うコンサルタント等の報酬は第5種事業(みなし仕入率50%)に該当します。

事業区分	みなし 仕入率	該当する事業
第一種	90%	卸売業(他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第二種	80%	小売業(他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの)、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)をいいます。
第三種事業	70%	農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業および水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するものおよび加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業および第 六種事業以外の事業をいい、飲食店業などです。 なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料 金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となりま す。
第五種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第六種事業	40%	不動産業

(4) 簡易課税制度を選択する場合の留意事項

基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが要件となります。

手続きとしては、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の前日までに『消費税簡易課税制度選択届出書』を税務署に提出しておく必要があります。

そして簡易課税制度を選択した場合には、基準期間の課税売上高が5,000万円以上とならない限り、2年間は簡易課税方式を継続して採用しなければなりません。

また、原則課税方式に戻ろうとする場合には、戻ろうと する課税期間の前日までに『消費税簡易課税制度不適 用届出書』を提出する必要があります。

をだる修行中 《第9回》 ・ 企業の伴奏者となり、仕組みを残す支援に日々尽力 三宅庸仁さん

会社員でのパラレルワーク(複業)を経て独立し、2021年度にプロコン育成塾を受講・卒業した三宅庸仁さん。中小企業診断士になるきっかけやマーケティング・広報の経験を生かした支援、娘さんとのエピソードを伺いました。



--- 診断士になるきっか けは何でしたか

会社員時代、NPOを支援するプロボノ活動や、勤務先で実施していた東日本大震災の復興支援プロジェクトに携わりました。それまでに培った経験で

マーケティングや広報に関する支援はできましたが、 経営に関する支援が十分にできなかったことがきっか けで、もっと経営についてしっかりと学びたいと考え て、中小企業診断士の取得を目指すようになりました。

―― 今携わっている仕事と、仕事に対する心構えについてお聞かせください

企業のマーケティングや広報に関する支援や戦略 策定、事業再生に携わっています。なるべく代行してし まうのではなく、企業に『仕組み』が残せるように心が けています。公的機関や諸先輩方からいただくチャン スは、今の自分にとっては難易度の高いものも多いで すが、少し背伸びをすることが成長につながると捉え て挑むようにしています。仕事の量やペースをうまくコ ントロールできないこともあります。そんなときは昔見 たカンフー映画で、修行者が川に浮いた丸太の上で武 術の訓練をしていたシーンを思い出して、不安定な状 態でこそパフォーマンスを高められるようにと気持ち を引き締めるようにしています。

―― 最近挑戦したことは何かありますか

今年、人生で初めてピアノに挑戦しました。きっかけは昨年娘が出ていたピアノの発表会で親子連弾を見たことです。娘と連弾することを決めたものの、仕事が

忙しい日に練習をしないでいると、娘から「ピアノの練習は毎日しないとダメ」と言われましてね。娘は私のためにスタンプカードを作って、練習の度にスタンプを押してくれましたので、毎日コツコツと練習できました。発表会当日、娘との演奏終盤に私が1音外してしまい落ち込んでいると、娘が「練習でも失敗していたんだから、よくできた方じゃない」と褒めてくれました。ピアノの演奏を通じて娘の成長を感じながら、モチベーションを高める仕組みづくりやアドバイスの仕方の大切さを再認識しました。

--- 読者や会員の方に一言

娘が大きくなったときに、前向きな仲間が少しでも多くいるようにしたい。前向きな仲間がいれば、将来の社会課題もみんなでポジティブに解決できるはず。そんな想いで企業を支援しています。実際に診断士業務を経験したことで、この世界の奥深さと、厳しさ、そしてやりがいを知ることができました。もっともっと企業のお役に立てるように、これからも精進してまいります。

【プロフィール】三宅庸仁(みやけのぶひと)

1976年10月生まれ。大阪府出身。大阪府立生野高校、京都工芸繊維大学建築コース、同大学院を卒業後、神戸の通販会社に勤務。マーケティング、広報・PR、デザインディレクション、コーポレートブランディング、編集などに従事。その後PR会社に勤務し、2020年に中小企業診断士登録、「mauk」を開業。パブリックリレーションズ視点でのマーケティングや戦略策定支援を得意とする。日本パブリックリレーションズ協会認定PRプランナー

委員会報告 6月~9月

総務委員会

- 1.0.000	·
委員会開催日	主な議題
6月7日(火)	社員総会反省会。新入会員歓迎ガイダンス、理論政策 更新研修の進め方について。
7月5日(火)	新入会員歓迎ガイダンス反省会。理論政策更新研修、 経営診断実務研修の進め方について。
8月2日(火)	理論政策更新研修、経営診断実務研修の最終確認。 来年度の社員総会について。
9月6日(火)	理論政策更新研修、経営診断実務研修の進捗状況確認。 新年会、来年度の社員総会について。

理論政策更新研修は皆様のご協力の下で無事終了いたしました。今後は新年会、社内総会に向けての企画を進めます。

会員研修委員会

委員会開催日	主な議題						
6月27日(月)	事業方針の確認、各事業進捗確認、研究会支援方針検討						
7月25日(月)	診断士の日企画検討、各事業進捗確認、企画検討						
8月22日(月)	各事業進捗確認、企画検討						
9月26日(月)	各事業進捗確認、次年度企画予備検討						
ほぼ毎月スキルフ	プップセミナーが開催されています。また11月には中小企						

業診断士の日特別イベントもあります。皆様の参加お申し込みをお待ちして

広報委員会

委員会開催日	主な議題
6月22日(水)	診断ひょうご編集方針 HP/パンフレット進捗等
7月27日(水)	広報委員会の方針策定/企画提案
8月24日(水)	取材班作成について
9月27日(火)	活動計画の策定/HP/診断ひょうご編集方針
	サイトの改訂を進めているところです。今後は動画の充実
を計画しています	

受託開発委員会

委員会開催日	主な議題
6月 8日(水)	今年度受託実績予想について
8月10日(水)	今年度受託実績予想について

今年度の予算4,500万円は、年度末予想では達成する模様です。今後については少しでも来期以降に予算以上の金額を繰越できるように活動する予定としています。また、受託開発委員会では、新しく全くの新規の案件獲得先を獲得するために委員の有志で営業活動を行っています。 当委員会では、7月より会員のスキルアップを目標にWebでの実力養成講

当委員会では、7月より会員のスキルアップを目標にWebでの実力養 成講座を1ヶ月に1回の割合で開催しております。7月27日(水)・8月24日(水)・9月28日(水)では(公財)ひょうご産業活性化センター「中小企業技術・経営力 評価制度」に関する養成講座を実施いたしました。多くの会員の方にご参加いただき誠に有難うございました。引き続き10月・11月・12月では兵庫県信用保証協会「経営支援強化促進事業」に関する養成講座を開催する予定です。数多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。講座の詳細については、後日お知らせいたします。

おります。

iii âtêlo

11月3日「診断士の日だョ!全員集合」を開催します

来る11月3日、中小企業診断士の日特別イベントとして、「診断士の日だョ!全員集合」を開催します。今年は「伴走型支援」「事業承継」「財務会計」と診断士にとって旬なテーマがてんこ盛りです!

今注目の中小企業支援の新しいモデル「伴走型支援」について学んでいただき、実際に事業を承継した後継者(兼診断士)から「親族内承継」の生の声を伺います。また全員参加のグループワークではうっかり混同しやすい利益と現金の違いについて、基本に立ち返って「会計」の理解を深めていただきます。

- ■日時 2022年11月3日(木・祝) 13時~18時
- ■場所 神戸市産業振興センター 904・905会議室
- ■定員 50名

会員・非会員を問わず中小企業診断士なら誰でも 参加できます。

※詳しくは、協会公式サイトをご覧ください。

■お申し込み方法

下記アドレスまたは、QRコードから お願いいたします。

https://bit.ly/shindanshi-day2022



ニュース

■「新入会員歓迎ガイダンス」を開催

去る6月18日(土)、神戸市産業振興センターにて「新入会員ガイダンス」を開催しました。会場では、コロナ対策を講じた中、新入会員を対象にしたガイダンスと自己PR・名刺交換等フリータイムなど、交流の機会がもてました。



■「理論政策更新研修」を実施

当協会の主要行事の一つである「理論政策更新研修」が8月20日(土)、9月2日(金)、9月10日

(土)に実施されました。本年度は、日本政策金融公庫より講師をお招きし「新しい中小企業政策について」を解説。また、昨年度の調査研究事業より「中小企業の事業再構築支援」「中小企業のデジタル化支援」が発表されました。

■本年度プロコン育成塾が開講

8月20日(土)の 開講式を皮切りに 「第18期・プロコン 育成塾」がスタート しました。これより 約半年間にわたり、



小畑塾長ら11名の講師陣のもとプロコンに必要となるスキル獲得のための講義と演習、コンサルタント実務が進められます。

今後の予定



― セミナ-

オープンセミナー

日 時	場所	テーマ	講師
11月3日(木)	神戸市産業振興センター 904+905	中小企業診断士の日 特別イベント 診断士の日だョ! 全員集合	(独法)中小企業基盤整備機構近畿本部 杤本英範氏 (株)カコテクノス代表取締役社長加古 泰三氏 エスアイ精工株式会社代表取締役 指尾 成俊氏 はやし経営コンサルティング代表 林 直樹氏 株式会社ナレッジソリューションズ代表取締役 坂田敬三氏

※連絡先:代表 瓶内 栄作 e-kameuchi@plus-logista.com

スキルアップセミナー

日 時	場所	テーマ	講師
10月29日(土)	神戸市産業振興センター801	カーボンニュートラル社会に今、どう取り組んでいくか	西田雄士氏
12月 3日(土)	神戸市産業振興センター802+803	コミュニケーション術(交流分析)	綱島康高氏
令和 5年 1月調整中	調整中	金融機関等との上手な付き合い方	調整中

※連絡先:代表 瓶内 栄作 e-kameuchi@plus-logista.com

「実力養成講座」セミナー

日時	場所	テーマ	講師
10月26日(水)			小川雅弘氏
11月24日(木)	ZOOM開催	兵庫県信用保証協会「経営支援強化促進事業」	高山吉和氏
12月21日(水)			東松英司氏

※連絡先:受託開発委員会 jyutaku@shindan-hg.com





研究会スケジュール

コロナウイルス感染症対策のため、今後、大幅な予定変更が考えられます。念のため、開催日程については各研究会にお問い合わせください。

診断技術向上研究会

日 時	場所	テーマ	講師
10月13日(木)	神戸市産業振興 センター906号室	第1回「企画の仕事を 通して得られたもの」	松本泰良氏
11月10日(木)	神戸市産業振興 センター804号室	「体験学習を通した気づ き」意思決定ゲーム	未定

※開催日:原則第2木曜日 時間:18:30~20:30

※連絡先:代表 楠田 貴康(くすだ たかやす) tkusuda2002@gmail.com

● 地域産業活性化研究会

日	時	場	所		テ	_	マ		講	師
			10	月は閉	催予定なし	J				

※開催日:調整中 時間:調整中

※連絡先:代表 中澤 悠平 y-nakazawa@aimable-consulting.com

● HOO経営研究会

			•					
日	時	場	所	テ	-	マ	講	師
			10月に	は開催予定なし	,			

代表 福島 繁 ※開催日:原則奇数月第3火曜日 時間:18:30~20:30 ※連絡先:加藤 慎祐 MLD11291@nifty.com

プロコンスキル研究会

日	時	場	所		テ	-	マ		講	師
10月は開催予定なし										
※開催	※開催日:原則奇数月の第2月曜日 時間:18:30~20:30									
※連絡先:大内 利之 to525pip@yahoo.co.jp										

青年部会

日 時	場所	テーマ	講	師		
10月3日(月)	中央区文化センター AND WEB	企業の支援方法・スキルの 共有等	全	員		
11月7日(月)	中央区文化センター AND WEB	企業の支援方法・スキルの 共有等	全	員		
▽間以口・匠川笠1日間口 「吐明・10.00 21.00						

※開催日:原則第1月曜日 時間:19:00~21:00

(参加はプロコン育成塾修了者と講師に限ります)

※連絡先: 青山 雄一郎 aoyama@kig.blue ※参加資格:49歳以下の会員

● ものづくり&SCM研究会

日 時	場所	テーマ	講師
10月1日(土)	兵庫県民会館	①「僕たちはみんなで会社を 経営することにした」 ②事例発表	①岡村恵望子氏 ②未定
11月5日(土)	兵庫県民会館	未 定	未 定

※開催日:原則第1土曜日 時間:14:30~17:00(1、5、8、12月除く) 企業内・独立問わず、経営全般の幅広い専門知識の情報交換を目指し、 現場見学も取り入れて開催しています。

※連絡先:三村 光昭 QZEO2753@nifty.com

Shobai Lab.(商業研究会)

日 時	場所	テーマ	講師					
10月20日(木)	88base ヱベース	支援事例発表·実践 テーマ研究	井上悟氏					
※会場所在地:西宮市馬場町3-20-2F(最寄り駅:阪神西宮)								

※開催日:毎月第3木曜日 時間:18:30~21:00(8月は日程変更の可能性有) ※連絡先:代表 木之下 尚令 info@ut-mana.jp

● 事業性評価研究会

日	時	場	所		テ -	- マ	講	師
10月24	4日(月)	神戸市中9 センター1	区文化 102号室	相紙	売法規	について	会員 杉原	
※開催日: 毎月第4月曜日 時間: 18:30~20:30(4、8、12月除く) ※連絡先: 代表 西口 延良 ANC11775@niftv.com								
※連絡先	E:代表	西口 延艮	ANC11	//5@	nifty.d	com		

ひょうごデジタル経営研究会

- 00.5 - 2	7 7 1 X III P 1 7 0 X						
日時	場所	テーマ	講師				
10月25日(火)	ZOOM会議室	デジタルツール及び 導入事例研究	会員等				
※開催日:要確認 ※連絡先:代表 学山 一成 douvama@sai-support.net							

※各スケジュールは変更になることがあります。

当協会には、非公式な研究会ですが「上方落語研究会」があります。コロナ禍ですが、時々、寄席見物に出かけ、研究活動をしております。ちなみに、研究会の名称 は「兵庫県笑考会(しょうこうかい)」といいます。興味のある方は事務局までご一報ください。(玉)